

児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付事業

◎貸付の目的

児童養護施設等に入所中又は退所した方、里親等へ委託中又は解除された方の自立した生活を支援するため、必要な資金を貸し付けます。

◎貸付対象

秋田県内の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は退所した方、里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中又は委託を解除された方のうち、次の要件に該当する方が対象となります。

1 生活支援費

児童養護施設等の退所者又は里親等の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する方（以下「進学者」）

2 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（以下「就職者」）

3 資格取得支援費

児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の方及び児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」）

◎資金期間及び貸付額

1 生活支援費 大学等に在学する期間で貸付月額5万円以内

2 家賃支援費 進学者は大学等の在学期間、就職者は退所又は委託解除後から2年間を限度に、1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）を貸し付けます。
（居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額が限度）

3 資格取得支援費 資格取得に要する費用の実費25万円以内

※ すべて無利子

◎貸付申込

児童養護施設等又は里親等を経由し、「推薦状」を添付して「貸付申請書」（様式第1号）を県社協に提出してください。

◎返還免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

1 進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

2 就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

3 資格取得希望者

①就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき

②ただし、大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき

問い合わせ先 秋田県社会福祉協議会 地域福祉・生きがい振興部 地域福祉・生活相談支援担当
TEL 018-864-2713
メール soudan@akitakenshakyō.or.jp